

## 環境農政課

「めんこ」プロジェクト  
懐かしい味が帰ってきました！

「めんこ」って何？

「めんこ」とは、嵐山町の  
地粉（農林61号という小麦）  
を使った手打ちうどんです。

嵐山町では、昔から水田の裏  
作に小麦を栽培し、自家製小麦  
粉の手打ちうどんが常食であ  
り、またご馳走でもありました。  
その小麦は「農林61号」とい  
う品種で、うどんや饅頭に適す  
ふっくらもちりした食感と香  
りの良さが際立つ中力粉です。  
しかし、近年では新しい品種  
や外国産の影響を受け、県内  
での流通はほとんどなくなり、  
いつしか「農林61号」は「幻の粉」  
と呼ばれるようになりました。  
「あの頃のめんこを食べた  
い！」という声にこたえるべく、  
町では「復刻うどんめんこ61  
プロジェクト」を立ち上げまし  
た。

（農）らんざん営農が農林61号  
の栽培と製粉を、味菜工房が製  
麺することで、嵐山産小麦農林  
61号100%の「めんこ」が完  
成しました！

## 食べられる所

場所 味菜工房

営業日時 毎週土日、祝日

11時～14時

※営業時間変更になりました。

メニュー もりめんこ400円

かけめんこ400円

肉汁めんこ500円

中盛プラス100円

大盛プラス200円

ジャンボ揚げ100円

3月末まで「めんこ」を注文  
のお客様に、いなり寿司を1個  
サービスします。

定番 肉汁うどん

まだまだ試験販売  
のお店です！

## スタッフ募集

めんこ61と一緒に盛り上げて  
いただける方を募集します。

勤務時間 10時30分～14時30分

(土、日、祝日)

時給 850円(労災加入)

内容 接客と簡単な調理

※週末1日だけでも可

連絡先 ☎62-8062(8時～10時)



懐かしの味だ！

嵐山町がいつの日か加須や讃  
岐に負けないうどんの町に成長  
できるよう、皆様のご声援をお  
願いたします。

問合せ 環境農政課 農業振興  
担当 ☎62-0719

## 地域支援課

玉ノ岡中学校で  
避難所の開設訓練を行いました

1月21日に、嵐山町自主防災会の方々にご参加頂き、避難所の開設訓練を行いました。今回の訓練は、夜間に玉ノ岡中学校の体育館に避難所を開設する想定で実施し、暗幕で光を遮っての開催となりました。訓練自体は大きく4つのブースに分けられ、自主防災会の方々を4つの班に分け、班ごとに確認や意見を頂く形式で行われました。

## 各ブースの様子

## ブース1

【避難者  
居住場所】

避難者の生活区  
域となるスパー  
スの間仕切りや  
女性向けの配慮  
スペースを確認  
し、意見を頂き  
ました。



間仕切りコーナー

## ブース3

【運営本部・  
食糧備蓄場所】

設定した運営本  
部や食糧の備蓄  
場所について確  
認し、意見を頂  
きました。



食料備蓄場所

## ブース2

【避難者  
受付場所】

設置された避難  
者の受付や窓口  
についての確認  
や、災害用の公  
衆電話の体験を  
行いました。



避難所受付コーナー

## ブース4

【調理場所・  
簡易トイレ】

調理場所や簡易  
トイレ、ベットの  
受け入れ場所  
等の野外に設置  
する施設に関し  
て意見を頂きま  
した。



調理場所

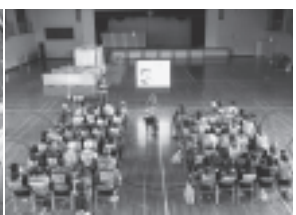


開会式の様子

各ブースの体験後

「自助と共助」に関する  
防災啓発ビデオを鑑  
賞し、防災意識の向上  
を図りました。

閉会式の後には、炊き  
出し訓練において薪で  
沸かした湯を使い、防  
災ラーメンとアルファ  
米のわかめご飯、缶入  
りのパンなどを試食し  
ました。



ビデオ鑑賞の様子

防災食体験  
(防災ラーメン)

## 税務課

## 軽自動車税のしくみ

\*軽自動車税が課税される方

毎年4月1日現在、原動機付

自転車(125cc以下)、軽自

動車(二輪・三輪・四輪)、小

型特殊自動車及び二輪の小型自

動車を所有している方に年税額

で課税されます。

\*軽自動車税の申告(手続き)

場所

◇原動機付自転車・小型特殊自

動車

嵐山町役場 税務課 課税担

当 ☎62-2153

◇軽自動車(三輪・四輪)

軽自動車検査協会埼玉事務所

熊谷支所

☎050-381613112

◇小型二輪自動車・軽二輪自動

車

埼玉運輸支局熊谷自動車検査

登録事務所

☎050-55402027

\*廃車に関するご案内

軽自動車税は、軽自動車等を

毎年4月1日現在で所有(登

録)している場合に、年税額で

課税されます。そのため、4月

2日以降に廃車や名義変更をさ

れても、月割り課税の制度はな

く、その年度分の税金を納めて

いただくことになります。

## \*ご注意とお願い

・現物を廃棄処分しただけでは  
登録が残ります。すみやかに  
廃車手続きを行ってください。

・知人等に譲渡した場合も名義  
変更が必要です(手続きもれ  
の場合は、前所有者に納税通  
知書が送られます)。

・盗難に遭われた場合でも、警  
察への盗難届出に加えて、廃  
車手続きが必要です。

問合せ 税務課

課税担当 ☎62-2153

町税の納付漏れは  
ございませんか？

今年度も皆様には、納期限内  
納付にご協力いただきありがと  
うございました。

2月28日をもって全ての町税  
の納期限が経過いたしました。

納期限を過ぎると、納期限内  
に納めた人との公平性を図るた  
め、本来納めるべき税額のほか  
に、延滞金も併せて納付する場  
合があります。

納付漏れがないか今一度ご確  
認ください。

問合せ 税務課 収税担当  
☎62-2153

## 知っていますか？

## 防災無線電話応答サービス

## 電話応答サービスとは

防災無線電話応答サービスと  
は、防災無線から放送された内  
容を自動録音し、一般電話機か  
ら聞くことができるものです。  
放送内容を聞き逃した場合や、  
よく聞き取れなかった場合に  
ご利用ください。

## 電話応答サービスのポイント

・通話料は無料です。  
・放送内容は24時間保存されま  
す。

※放送終了後(時差放送の場合  
は、全ての放送終了後)から  
サービスの利用ができるよう  
になります。

もう一度確認したいとき！  
よく聞こえなかったとき！  
放送は24時間保存されています。

嵐山町防災無線  
電話応答サービス  
0120-62-3900



問合せ 地域支援課 人権・安  
全安心担当 ☎62-2152